

平成28年11月14日

陳情第93号

小田原市立学校に3学期制への回帰を求める陳情

小田原市立学校に3学期制への回帰を求める陳情

【陳情趣旨】

前任市長の時代、小田原市立小学校及び中学校において、いわゆる「ゆとり教育」の弊害による全国的な学力低下に対する対策として、授業時数の増加を期待し、先行実施校による試行を経て全市一斉に3学期制から2学期制に移行しました。

2学期制移行から10年以上経過しているところですが、意に反して期待したほど授業時数の増加は図られていません。

授業時数については、3学期制であったときでさえ、学校行事との兼ね合いで学校ごとに差異がありました。学校間で年間15時数程度の差異があったわけですが、事情によって実際に計画通りに実施されていない場合もあり、授業時数の差異はそれほど問題となっていたわけではありませんでした。そうした状況は現在でも変わらないと考えます。

しかし、2学期制移行にあたり、学期間の始業式や終業式などの行事を減らして授業時数を増やすとしていたのですが、現実にはそのようにはなっておりません。夏休み、冬休み、春休みという、大きな授業中断期間に対する対応が大勢において従来通りの対応に終始していることが、制度の変更を生かすことができない原因であると考えます。

3学期制の時は、大まかに言えば1・2学期でそれぞれ中間試験・期末試験があり、3学期で学年末試験を経て年間計5回の試験が実施されていたのに、2学期制では、場合によっては、前期中間試験と期末試験、後期中間試験と期末試験の4回になってしまい、試験1回ごとの負担が児童生徒に大きくなっていることは重要問題です。

試験回数が減れば、教職員の負担が減るかと言えば、そのようなことはありません。授業時数が従来と変わらないのに、学習指導要領の改訂に合わせて、教科書の内容がかなり増加しており、十分に教示しきれない状況で授業を続けていかざるをえないわけです。授業にあたっての事前準備も教職員の負担となっていることを理解すべきです。

この負担を克服するため児童生徒とその保護者がしていることは、民間教育機関の利用です。つまり、資力のある保護者が自分の子弟を学習塾等に通学させることによって予習・復習をしているからこそ、上級学校への受験にも対応できているという現実があります。

一方、教育委員会として、こうした状況を少しでも是正しようとする試みがあるようですが、学期という大枠を変更した弊害は、学期を元に戻すことによってでしか改善できません。

平成27年4月1日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されたことにより、小田原市でも総合教育会議が設置され、教育大綱が制定されています。

しかし、弊害を克服することのできない2学期制を維持し続ける限り、どのような方策を用いようとしても教職員の負担を軽減し、児童生徒の学力向上を図ることは期待できません。

小田原市立学校は3学期制に回帰し、当面月1回の土曜授業を再開し、土曜授業分の休暇を夏休みと冬休みに振り替えるなど、学力向上とともに、教職員と児童生徒の健康管理にも生かすことのできる方策を検討すべきです。

【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長及び小田原市教育委員会に対して、小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則を見直し、2学期制から3学期制に回帰することを検討するよう求めること。

平成28年11月14日

小田原市議会議長

武松 忠 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞